

アーツ証券株式会社の登録取消し処分について

アーツ証券株式会社（本店：東京都中央区）は、平成 28 年 1 月 29 日、関東財務局より、金融商品取引法第 38 条第 1 号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」等に該当するものと認められるとして、行政処分（①登録取消し及び②業務改善命令）が行われております。

詳細につきましては以下の URL をご参照ください。

関東財務局ホームページ

<http://kantou.mof.go.jp/rizai/pagekthp032102850.html>

証券取引等監視委員会ホームページ

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20160129-1.htm

日本投資者保護基金ホームページ（アーツ証券株式会社のお客様へ重要なお知らせ（1））

<http://www.jipf.or.jp/news/pdf/2016020101.pdf>